

## 災害時における協定の締結について

区は、災害時において区域内における災害応急対策等を円滑に実施するため、様々な団体と協定を締結し、協力体制を構築している。

今回、以下のとおり、災害時における協定の締結について報告する。

### 1 災害時におけるバス利用等に関する協定

#### (1) 協定締結先

東京都中野区東中野五丁目23番14号  
関東バス株式会社

#### (2) 主な協定内容

- ① 被災者及び救援者等の輸送(遠隔地輸送避難を含む)
- ② 災害応急対策活動に必要な人員及び物資等の輸送
- ③ 臨時的な避難施設等としての活用

#### (3) 協定締結日

協定締結日については、協定締結先と日程調整のうえ、決定する。